

投票区・投票所等の見直し (案)

令和6年 12 月

まんのう町選挙管理委員会

内 容

1. はじめに P1
2. 投票区等の見直しについて P1
3. 現状と課題 P1～P8
 - イ) 選挙人名簿登録者数と投票区数・面積
 - ロ) 投票所の現状
 - ハ) 期日前投票所・期日前投票者数の割合
 - ニ) 投票率の推移
 - ホ) ポスター掲示場
 - ヘ) その他の課題
4. 見直しの基準 P8～P12
 - イ) 見直し（再編）内容
 - ロ) 期日前投票所の増設
 - ハ) 見直しによる効果
 - ニ) 見直しによる課題
 - ホ) 実施時期
5. おわりに P12

1. はじめに

全国的に選挙における投票率の低下が続いている中、まんのう町も例に違わず同様の傾向を示しています。選挙は私たち国民がより良い暮らしができるように、私たちの代わりにその意思を政治に反映させてくれる方々を選ぶ仕組みであり、国民の基本的な機会です。

選挙制度においては、期日前投票制や選挙権の年齢の引き下げ、共通投票所の創設、期日前投票所の投票時間の弾力化など、選挙を取り巻く環境は大幅に変わってきました。

まんのう町選挙管理委員会では、その間、多くの住民の方々や各投票所施設の管理者ならびに事務局である町当局及び職員の多大な協力のもと、選挙事務を遂行してきたところです。

2. 投票区等の見直しについて

本町では、平成の大合併から現在までの間、投票区数の変更はありませんが、有権者の減少や行政改革に伴う職員の削減、従事される方の高齢化による成り手不足など様々な課題を抱えています。

こうした状況の中、町内の人口動態に対応するとともに、投票区の数や投票所までの距離、有権者数などに関する地域（旧町）、投票所等の環境などの不均衡を緩和し、投票管理者や投票立会人の高齢化による負担軽減や事務費削減など、種々の課題に向き合い、有権者の皆様に過度な負担がないよう配慮しつつ、より効率的な選挙管理と事務の執行を図るため、基本となる投票区・投票所等の見直しを検討することとしました。

3. 現状と課題

イ) 選挙人名簿登録者数と投票区数・面積

まんのう町における令和6年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、14,565人で、投票区は町内23（旧町毎の設置数：満濃13、琴南6、仲南4）に区分されています。投票区については、合併前から引き継いだものが多く、一部投票所の統廃合がありましたが、合併後の大幅な見直しはありません。

投票区ごとの選挙人名簿登録者数の増減は表①のとおりであり、最も多い投票区は第5投票区の1,607人で、最も少ない投票区は第19投票区の44人となっています。

選挙人名簿登録者数については、合併後の平成18年4月における選挙人名簿登録者数が17,398人であり、直近の9月定時登録と比較すると満濃地区の5つの投票区を

除く約8割で減少、全体で約2,800人減少したことになります。

※投票区・・・選挙における手続きの混乱を避け、正しく選挙が行われるよう投票を一定の区域ごとに分けて行っています。この区域を「投票区」といい、投票区ごとに投票所で投票できる有権者を選挙人名簿として整理しています。

表① 各投票区における選挙人名簿登録者数の比較

投票区	投票所名	男	女	計		投票区	男	女	計	増減
第1投票区	種子集会場	161	180	341		第1投票区	118	127	245	△ 96
第2投票区	塩田集会所	168	195	363		第2投票区	126	131	257	△ 106
第3投票区	長炭地区活性化センター	549	606	1,155		第3投票区	417	474	891	△ 264
第4投票区	長尾会館	378	468	846		第4投票区	306	317	623	△ 223
第5投票区	吉野公民館	917	1,007	1,924		第5投票区	777	830	1,607	△ 317
第6投票区	神野自衛消防屯所	286	299	585		第6投票区	234	236	470	△ 115
第7投票区	勤労青少年ホーム	405	467	872		第7投票区	321	356	677	△ 195
第8投票区	まんのう町役場	582	610	1,192		第8投票区	594	623	1,217	25
第9投票区	満濃農村環境改善センター	600	728	1,328		第9投票区	655	748	1,403	75
第10投票区	羽間集会所	235	221	456		第10投票区	260	271	531	75
第11投票区	高篠公民館	486	504	990		第11投票区	571	590	1,161	171
第12投票区	西高篠集会所	128	138	266		第12投票区	138	157	295	29
第13投票区	公文下自治会集会場	268	272	540		第13投票区	235	254	489	△ 51
第14投票区	梶洲集落センター	197	190	387		第14投票区	141	138	279	△ 108
第15投票区	まんのう町役場琴南支所	324	356	680		第15投票区	227	257	484	△ 196
第16投票区	琴南公民館	329	359	688		第16投票区	220	229	449	△ 239
第17投票区	琴南総合センター	265	298	563		第17投票区	150	153	303	△ 260
第18投票区	西谷農村活性化センター	127	137	264		第18投票区	59	62	121	△ 143
第19投票区	川奥集会場	57	57	114		第19投票区	25	19	44	△ 70
第20投票区	春日公民館	332	372	704		第20投票区	245	262	507	△ 197
第21投票区	帆山公民館	526	596	1,122		第21投票区	452	495	947	△ 175
第22投票区	新目小国会館	369	426	795		第22投票区	282	302	584	△ 211
第23投票区	早期支援教育センター	573	650	1,223		第23投票区	462	519	981	△ 242
計		8,262	9,136	17,398		計	7,015	7,550	14,565	△ 2,833

2006/4/17選挙時登録時

2024/9/1定時登録時

次に投票区ごとの面積について、本町における投票区は琴南、仲南地域は山林を多く抱えていることから必然的に投票区が広がっています。中でも最大投票区は第 20 投票区（春日公民館）の 31.10 km²で、反対に最小投票区は第 12 投票区（西高篠集会所）の 0.80 km²となっています。面積と投票区数で考えると琴南は 10 km²以上が 6 つのうち 5 つを占めている状況です。

表② 各投票区における面積

面積	満濃	琴南	仲南	計
5 km ² 未満	9	1		10
5～10 km ² 未満	4		2	6
10～20 km ² 未満		4	1	5
20 km ² 以上		1	1	2
計	13	6	4	23

□) 投票所の現状

投票所は町内 23 箇所あり、投票区同様に満濃地域 13 箇所、琴南地域 6 箇所、仲南地域 4 箇所となっています。現在の投票所のうち公共施設を利用しているのは 10 箇所、残りは地域の集会場や消防屯所などを利用しています。投票所は高齢者や障害者・妊産婦等、誰でもが投票しやすい環境が必要と考えられますが、スロープが設置されていない、段差が解消されていない、十分な駐車スペースがない、執務環境が悪いなど依然環境が整っていない投票所があります。

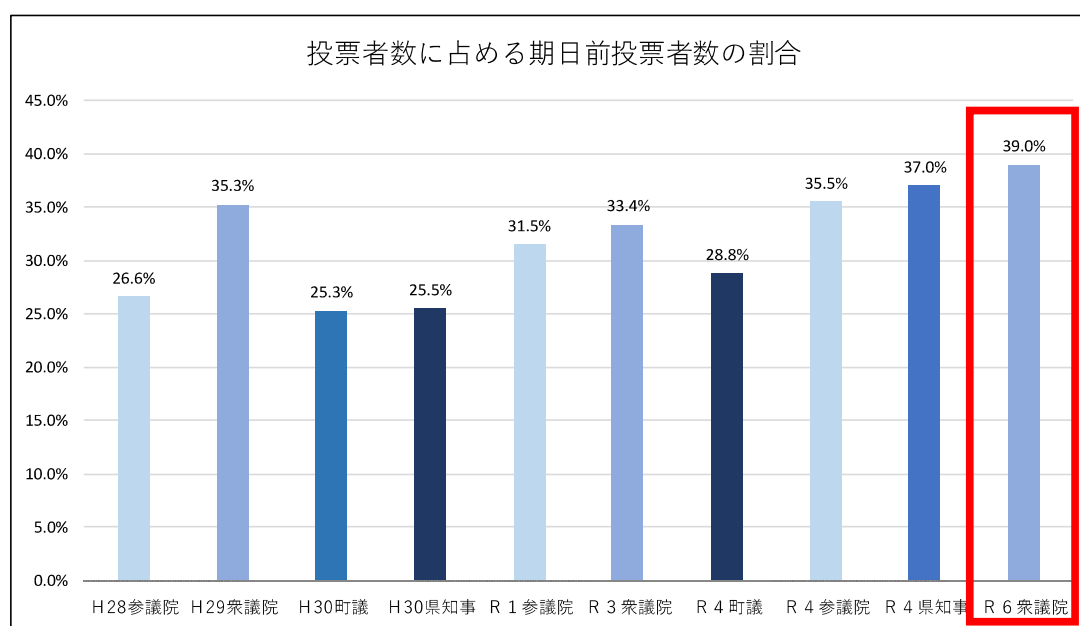
こういった投票所の格差は、有権者にも直接的に影響することから、改善の必要があり、投票率低下の一因になっているのではと考えるところです。

表③ 各投票所の施設の種類と数

施設の種類	満濃	琴南	仲南	計
庁舎（支所含む）	1	1		2
公民館	2	1		3
その他公共施設	4	2	1	7
集会場等（非公共施設）	5	2	3	10
その他	1			1
計	13	6	4	23

ハ) 期日前投票所・期日前投票者数の割合

期日前投票所は、公職選挙法第 48 条の 2 の規定により選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間設置し、本町においては、本庁舎 3 階大会議室で行っていますが、R6 年度の第 50 回衆議院議員総選挙から琴南支所でも期日前投票所を開設し、1 日間でありましたが比較的好評であったことから、投票機会の減少を防ぐためにも今後も継続して開設していきたいと考えているところです。



※衆議院議員選挙については、小選挙区、参議院議員選挙については、選挙区の結果から

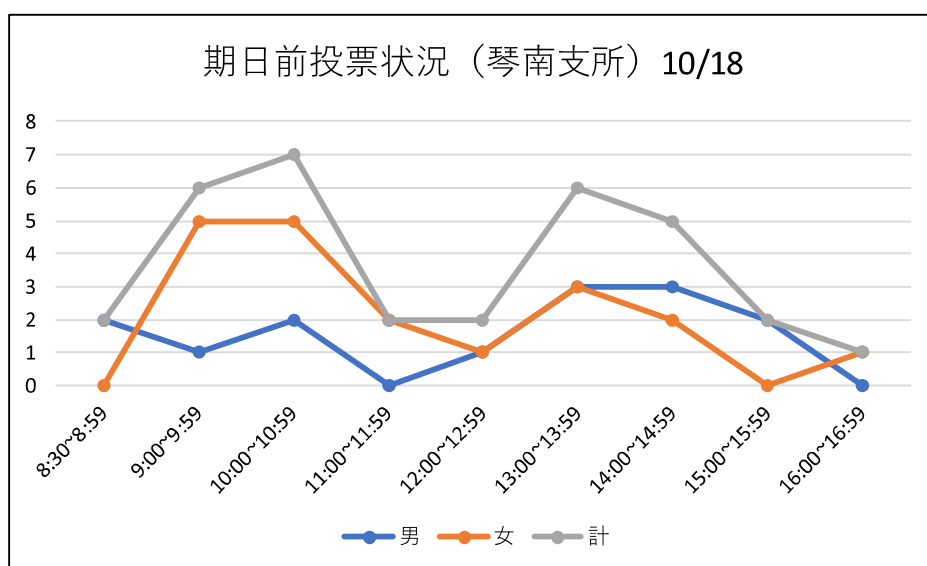
期日前投票者数について、全投票者（衆議院は小選挙区、参議院は香川県選出）に対する期日前投票者の割合は上図のとおりであり、例えば H26 年の衆議院議員選挙で 22.9%であったのに対し、R6 年では 39%（凡そ 4 割）まで伸びています。また、参議院議員選挙においても H30 年が 25.3%であったのに対し、R4 年は 35.5%となっており、他の選挙においても概ね同様の傾向を示しています。これらのことから、期日前投票制度が浸透し、利用する方が増加していることがわかります。

【参考：琴南支所期日前投票について R6 衆議院議員総選挙 10/18 分】

琴南支所受付分

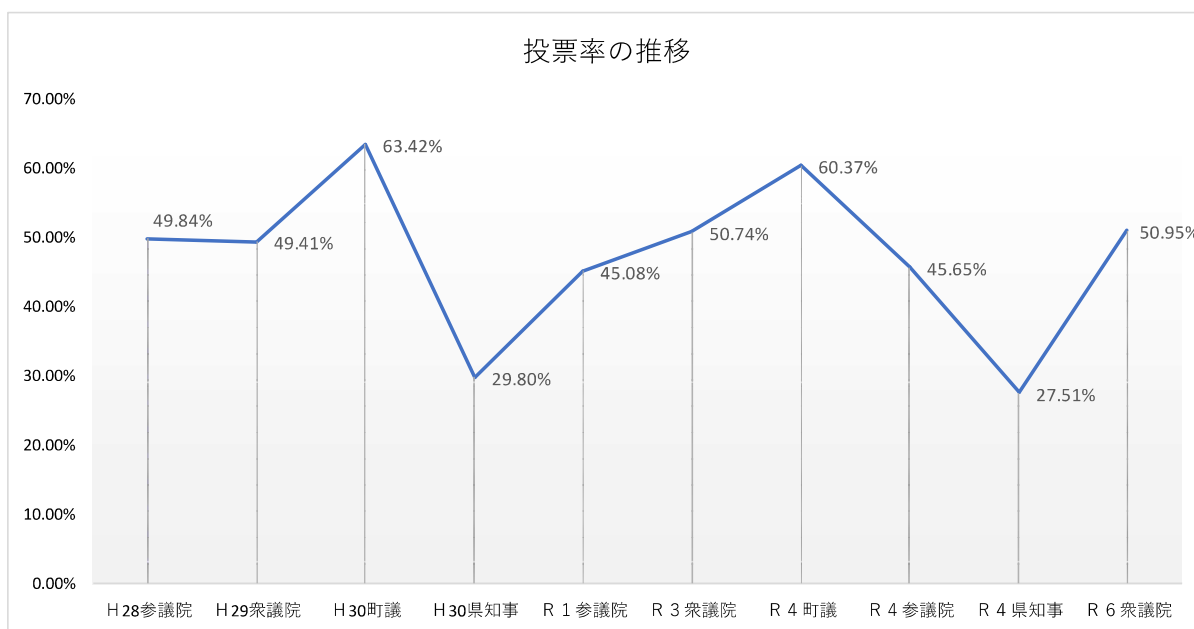
単位：人

時間帯	男	女	計	累計男	累計女	累計男女
8:30~8:59	2	0	2	2	0	2
9:00~9:59	1	5	6	3	5	8
10:00~10:59	2	5	7	5	10	15
11:00~11:59	0	2	2	5	12	17
12:00~12:59	1	1	2	6	13	19
13:00~13:59	3	3	6	9	16	25
14:00~14:59	3	2	5	12	18	30
15:00~15:59	2	0	2	14	18	32
16:00~16:59	0	1	1	14	19	33



二) 投票率の推移

一方、投票率については、選挙の種別や時期、天候、その時の情勢などにより左右されますが、全体的にはほぼ横ばいか低下傾向にあります。



※衆議院議員選挙については、小選挙区、参議院議員選挙については、選挙区を使用している。

ホ) ポスター掲示場

ポスター掲示場は、公職選挙法、公職選挙法施行令において規定されており、特にその総数については、選挙人名簿の登録者数と面積によって定められています。

本町では全体で159か所もあり、山間地域もかかえていることから広く設置している状況にあります。

実際には、合併時から見直しはされておらず、選挙人名簿登録者数の減少や山間部における集落の点在化、住宅の増加地域など、規定と現実がそぐわない投票区があり、設置個所を見直す必要があったことから、R6衆議院議員総選挙時に見直しを実施し、145か所にしました。しかしながら、依然として数も多く目につきにくい場所もあることから、移動や廃止を含めて引き続き検討を行います。

ポスター掲示場数

投票区	地域	法定設置数	現在設置数	増減
1	炭所東（種子、広袖、山ノ神、大谷川、大井手）	7	6	△ 1
2	炭所西（塩田、江畑、平野）	8	4	△ 4
3	炭所東（金剛院、平山）長尾（檜林、天神、林ノ下）炭所西（片岡、常包、大向）	7	11	4
4	長尾（町代、浦山、北山、無頭、王地、上の宮、田淵、大原、佐岡）	6	4	△ 2
5	吉野	9	12	3
6	神野・真野	6	4	△ 2
7	岸上・五條	6	7	1
8	吉野下（杉ノ上、林、秀石、西田井、鱒池、川滝・四條（福家、鱒池）	7	12	5
9	吉野下（生稻）・四條（本村、大橋、新道、天皇）	0	0	0
10	羽間	6	5	△ 1
11	東高篠	7	6	△ 1
12	西高篠	5	3	△ 2
13	公文	5	4	△ 1
14	造田（更生、梶洲東、梶洲西、木の下、城山、備中地、岡の峰、城山ハイツ、さくら団地自治会）	6	6	0
15	造田（14を除く地域）	8	8	0
16	美合（猪の鼻、焼尾、川東下、川東上、淵野、皆野、野口下、野口上、中通本村、新生下、新生上自治会）	8	8	0
17	美合（堀田、前の川、雨島、明神、中熊下、中熊上、林、長谷、奈良の木、名頃上、名頃下、やすらぎの里自治会）	8	5	△ 3
18	美合（谷所、勝浦本村、仲野、下福家、真鈴、八峰、家六自治会）	8	6	△ 2
19	美合（三角、川奥中、川奥上、中野株切、沖野、横畑自治会）	8	4	△ 4
20	塩入・春日・久保・本目	8	6	△ 2
21	小池・福良見・照井・帆山・後山	7	8	1
22	大口・新目・山脇・追上	8	8	0
23	宮田・買田・生間・佐文	7	8	1
計		155	145	△ 10

農改センター解体に伴い、9と合併

へ) その他の課題

各投票所には、公職選挙法の規定により、選挙権を有する者の中から、投票管理者1人と投票立会人2人（午前午後で交代の所あり）を選任しています。しかしながら、高齢化や人口減少、選挙当日の長時間にわたる従事などにより、投票区によっては選任が難しくなっています。

更に、投票所の環境についても、駐車スペースがない、スロープがない、などは高齢者や障害がある方、乳幼児をお連れの方にとっては投票しにくいといったことにつながり、執務環境についても、選挙人が投票しやすい、投票事務従事者が快適に事務することができるように整備していく必要があります。

4. 見直しの基準

各選挙の投票所の設置については、市町村の事務であり、公職選挙法の規定によって、その設置の方法等については、市町村に委ねられています。

そこで、まんのう町の投票区等について現状を把握し、課題も含め検討し、以下の基準を設けて見直しを行うこととします。

- ①1 投票区の人数については、概ね 500 人～2,500 人とする。ただし、地理的状况など山間地域の集落が点在し、移動が困難な地域などは考慮しながら調整する。
- ②旧町村・地区枠・学校区等を基本としてバランスを考えて調整する。
- ③現在の投票区は分割せずに、地勢や投票所施設の利便性、安全性なども考慮して隣接する投票所と統合する。（小規模投票所の統合）
- ④投票所施設は、施設の規模や、冷暖房設備の有無、バリアフリー対応、駐車スペースなど投票所環境の改善が図られることに留意し、現在投票所として使用している施設を基本とする。
- ⑤有権者の投票の機会を広く確保するために、必要な措置を講ずる。
- ⑥その他有権者の利便性や投票所の立地等を考慮し調整を図る。

イ) 見直し(再編)内容

投票区及び投票所については、下記のとおりとし、23 か所あったのを 15 か所にします。また、これにあわせて、特に山間地域となる琴南地区において、期日前投票所の臨時的な増設も行いたいと考えています。

【現在】					【見直し後】			
投票区	投票所名	面積	登録者数		投票区	投票所名	面積	登録者数
第1投票区	種子集会場	7.40	245	→	第1投票区	長炭地区活性化センター	24.20	1,393
第2投票区	塩田集会所	9.20	257		第2投票区	長尾会館	3.60	623
第3投票区	長炭地区活性化センター	7.60	891		第3投票区	吉野公民館	9.40	1,607
第4投票区	長尾会館	3.60	623	→	第4投票区	勤労青少年ホーム	6.50	1,147
第5投票区	吉野公民館	9.40	1,607		第5投票区	まんのう町役場	3.70	2,620
第6投票区	神野自衛消防屯所	2.70	470		第6投票区	羽間集会場	2.10	531
第7投票区	勤労青少年ホーム	3.80	677	→	第7投票区	高篠公民館	3.50	1,945
第8投票区	まんのう町役場	2.20	1,217		第8投票区	まんのう町役場琴南支所	13.93	763
第9投票区	満濃農村環境改善センター	1.50	1,403		第9投票区	琴南公民館	16.80	449
第10投票区	羽間集会場	2.10	531	→	第10投票区	琴南総合センター	41.02	424
第11投票区	高篠公民館	1.80	1,161		第11投票区	川奥集会場	10.97	44
第12投票区	西高篠集会所	0.80	295		第12投票区	春日公民館	31.10	507
第13投票区	公文下自治会集会場	0.90	489	→	第13投票区	帆山公民館	5.84	947
第14投票区	梶洲集落センター	3.20	279		第14投票区	新目小国会館	15.40	584
第15投票区	まんのう町役場琴南支所	10.73	484		第15投票区	早期支援教育センター	5.80	981
第16投票区	琴南公民館	16.80	449					
第17投票区	琴南総合センター	24.76	303					
第18投票区	西谷農村活性化センター	16.26	121					
第19投票区	川奥集会場	10.97	44					
第20投票区	春日公民館	31.10	507					
第21投票区	帆山公民館	5.84	947					
第22投票区	新目小国会館	15.40	584					
第23投票区	早期支援教育センター	5.80	981					

※有権者数はR6.9.1現在のものです。

地区		満濃	琴南	仲南	計
登録者数 (R6.9.1)		9,866	1,680	3,019	14,565
面積 (km ²)		53.00	82.72	58.14	193.86
投票区数	現行	13	6	4	23
	見直し案	7	4	4	15
	増減	△ 6	△ 2	0	△ 8

投票区毎の地域区分（参考）

【現在】		【見直し後】	
投票区	地域	投票区	地域
1	炭所東（種子、広袖、山ノ神、大谷川、大井手）	1	炭所東（種子、広袖、山ノ神、大谷川、大井手）
2	炭所西（塩田、江畑、平野）		炭所西（塩田、江畑、平野）
3	炭所東（金剛院、平山）長尾（檜林、天神、林ノ下）炭所西（片岡、常包、大向）		炭所東（金剛院、平山）長尾（檜林、天神、林ノ下）炭所西（片岡、常包、大向）
4	長尾（町代、浦山、北山、無頭、王地、上の宮、田淵、大原、佐岡）		長尾（町代、浦山、北山、無頭、王地、上の宮、田淵、大原、佐岡）
5	吉野	3	吉野
6	神野・真野	4	神野・真野
7	岸上・五條		岸上・五條
8	吉野下（杉ノ上、林、秀石、西田井、鱒池、川滝・四條（福家、鱒池）	5	吉野下（杉ノ上、林、秀石、西田井、鱒池、川滝・四條（福家、鱒池）
9	吉野下（生稻）・四條（本村、大橋、新道、天皇）		吉野下（生稻）・四條（本村、大橋、新道、天皇）
10	羽間	6	羽間
11	東高篠	7	東高篠
12	西高篠		西高篠
13	公文		公文
14	造田（更生、梶洲東、梶洲西、木の下、城山、備中地、岡の峰、城山ハイツ、さくら団地自治会）	8	造田（更生、梶洲東、梶洲西、木の下、城山、備中地、岡の峰、城山ハイツ、さくら団地自治会）
15	造田（14を除く地域）		造田（14を除く地域）
16	美合（猪の鼻、焼尾、川東下、川東上、淵野、皆野、野口下、野口上、中通本村、新生下、新生上自治会）	9	美合（猪の鼻、焼尾、川東下、川東上、淵野、皆野、野口下、野口上、中通本村、新生下、新生上自治会）
17	美合（堀田、前の川、雨島、明神、中熊下、中熊上、林、長谷、奈良の木、名頃上、名頃下、やすらぎの里自治会）	10	美合（堀田、前の川、雨島、明神、中熊下、中熊上、林、長谷、奈良の木、名頃上、名頃下、やすらぎの里自治会）
18	美合（谷所、勝浦本村、仲野、下福家、真鈴、八峰、家六自治会）		美合（谷所、勝浦本村、仲野、下福家、真鈴、八峰、家六自治会）
19	美合（三角、川奥中、川奥上、中野株切、沖野、横畑自治会）	11	美合（三角、川奥中、川奥上、中野株切、沖野、横畑自治会）
20	塩入・春日・久保・本目	12	塩入・春日・久保・本目
21	小池・福良見・照井・帆山・後山	13	小池・福良見・照井・帆山・後山
22	大口・新目・山脇・追上	14	大口・新目・山脇・追上
23	宮田・買田・生間・佐文	15	宮田・買田・生間・佐文

□）期日前投票所の増設

期日前投票については、公職選挙法の規定により選挙当日にいずれかの事由に該当す

ると見込まれる選挙人は公示または告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所で行うことができます。

まんのう町においては、各選挙での期日前投票所は役場本庁のみでしたが、R6年度の衆議院議員総選挙から琴南支所も開設しました。すでに多くの方が期日前投票を利用し、制度も浸透していると考えられます。しかしながら、今後の投票所の統廃合を考えると、投票率の向上や有権者の投票機会を確保するために、期日前投票所の増設が必要と考えていました。特に旧琴南地域においては、本庁までの距離があることなどから、期日前投票の利用を促す意味でも引き続き支所に開設し、R6年度は1日間でしたが、今後国政や県知事選挙など期日前投票期間が長い選挙については、日数や時間の増加延長など検討していきたいと思います。

【開設場所・開設日時案】※日数や時間は選挙毎に検討する。

- ①琴南支所 平日1日～3日
- ②琴南総合センター 平日1日

ハ) 見直しによる効果

- ①選挙人名簿登録者数について、500人未満の投票区が11から3となり、各投票区における有権者数について一定の均衡化が図られます。
- ②バリアフリー未対応や投票所環境、駐車場スペースの確保の問題などを抱えていた投票所が減り、投票しやすい環境になります。
- ③投票管理者や投票立会人や事務従事者も集約できることから、投票立会人確保困難の解消や費用の一部削減などが期待されます。
- ④一部の投票所では駐車スペースから道路を横断しなければならないといった状況でしたが、統廃合により安全性が確保されることとなります。

二) 見直しによる課題

- ①投票所までの距離が遠くなる場合があり、そこまでの移動手段がない場合が想定される。
- ②移動手段を解消するための移動支援や実施に係る費用が必要となる。
- ③投票区の有権者の増加により、一部選挙当日の投票所の混雑が想定される。

木) 実施時期

投票所の統合は有権者にとって投票の機会等大きな問題であります。現状維持が好まれますが、将来的展望を含めても今の状況を維持していくのは妥当とは判断できず、合併後 20 年を前に見直す必要があります。

統廃合が決まった際には、その周知について、町広報誌やホームページ、オフトーク等あらゆる媒体、機会を十分に利用していきます。

5. おわりに

選挙は住民が政治に直接参加できる身近で貴重な機会であることから、だれもが投票しやすい環境を整えるといったことは非常に重要であると考えられます。

本町も合併して 18 年が経過しましたが、合併の特例も終了していくことから、今後の財政は厳しくなることが想像され、より効率的、効果的な選挙の執行体制を整えるためにも投票所の統廃合は避けては通れないことであると考えます。

そのためにも、今回の見直し後も、人口動態に注視しながら、情報技術を活用した投票事務や事例の調査・研究なども進め、社会情勢にも柔軟に対応して適正規模の投票区あるいはより良い投票所開設に努めていきます。